

◆◆◆目次◆◆◆

1. 岐阜県最低賃金の改正について
2. 飛騨地域雇用促進セミナーの開催について
3. ネット通販入門セミナーの開催について
4. ストレスチェック実施の徹底について

★★

1. 岐阜県最低賃金の改正について

岐阜労働局において、県内で働く全ての労働者に適用される「岐阜県最低賃金」が、平成28年10月1日より時間額776円（改正前の時間額754円から22円の引上げ）に改正されました。

「岐阜県最低賃金」は、雇用形態に関係なく県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。（ただし、特定の産業に従事する労働者には、特定（産業別）最低賃金が適用されます。）

最低賃金の対象となる賃金は、通常の所定内賃金に限られ、精皆勤手当、通勤手当（交通費）、家族手当、時間外・休日及び深夜労働に対する割増賃金、賞与など1カ月を超える期間を対象とするもの、臨時に支払われる賃金は含めません。

また、労働者の賃金が日給・月給などで支払われている場合、最低賃金額を満たしているかどうかは、当該賃金を1時間当たりの金額に換算して、最低賃金額と比較します。

最低賃金を下回る金額で労働契約を結んでも、その契約は無効であり、この場合事業者は少なくとも最低賃金額を支払わなければなりません。

詳しくは、下記の問い合わせ先までお気軽にお尋ねください

◆サイトURL↓

[http://gifu-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/roudoukyoku/gyoumu\\_naiyou/roudou\\_kijyun/chingin/ken\\_saiteichingin.html](http://gifu-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/roudoukyoku/gyoumu_naiyou/roudou_kijyun/chingin/ken_saiteichingin.html)

◆問 合 せ 先 岐阜労働局労働基準部賃金室（電話：058-245-8104）  
またはお近くの労働基準監督署

★★

2. 飛騨地域雇用促進セミナーの開催について

飛騨地域の人口は、他の中山間地と同様に継続的に減少の一途をたどっており、企業の人材確保にも大きく影響が及んでいます。一方、関東圏を中心とする都市部では、自身の経験を活かす場として、地方部への移住を求める現役世代が増加傾向にあると言われています。

こういった中、飛騨地域の企業が、地域の外から新たな人材を迎え入れるための方策を探り、そ

の具体的な一歩に向き合うことを目的としたセミナーを以下のとおり開催しますので、是非ご参加ください。

- ◆セミナー名 地方創生時代における飛騨地域雇用促進セミナー
- ◆開催テーマ 「地方創生時代における人材確保のポイント」
- ◆内 容 ①飛騨地域の雇用の実情と人材確保の新たな方向性  
講師：美ら地球 山田拓氏  
②「シゴトでココロオドル人を飛騨にふやす！」  
講師：ウォンテッドリー 武藤瑛未氏  
③読んでもらえる募集要項の書き方講座  
講師：ウォンテッドリー 武藤瑛未氏
- ◆開催日 平成28年10月19日（木）
- ◆開催時間 13:30～16:00
- ◆開催会場 十六銀行高山支店 2階セミナールーム（高山市下三之町 136 番地）
- ◆受講料 無料
- ◆定 員 約50名
- ◆主 催 飛騨地域創生連携協議会
- ◆問合せ先 高山市ブランド戦略課（0577-35-3001）

★★

### 3. ネット通販入門セミナーの開催について

販路拡大を目指す市内企業を対象としたセミナーを以下のとおり開催します。

聞いたその日から行動に移せる実践的なノウハウをお届けする内容となっていますので、是非ご参加ください。

- ◆セミナー名 ネット通販入門セミナー
- ◆講 師 ヤフー(株)地方創生支援室リーダー 白山達也氏
- ◆ゲ ス ト ネットショップ事業プロデューサー 小澤亨氏  
※「商品を輝かす写真撮影のコツ」というテーマでお話しいただきます。
- ◆開催日 平成28年11月2日（水）
- ◆開催時間 14:00～16:30
- ◆開催会場 高山市役所 3階行政委員会室（高山市花岡町2丁目18番地）
- ◆受講料 無料
- ◆定 員 約30名
- ◆主 催 高山商工会議所
- ◆問合せ先 高山商工会議所 中小企業相談所（0577-32-0380）

★★

#### 4. ストレスチェック実施の徹底について

労働安全衛生法の改正に伴い、従業員数50人以上の事業者は、平成27年12月1日から毎年1回以上、全ての従業員に対してストレスチェックを実施することが義務化されました。（従業員数50人未満の事業者は努力義務）

ストレスチェックとは、従業員の心理的な負担の程度を把握するための検査であり、本年も11月末までに最低でも1回は実施しなければなりません。

つきましては、まだストレスチェックを実施されていない事業者におかれましては、早急に実施していただきますようお願い申し上げます。

◆サイトURL <http://kokoro.mhlw.go.jp/etc/kaiseianeihou.html#head-9>

◆問 合 せ 先 岐阜労働局健康安全課（電話：058-245-8103）

★★

\*\*\*\*\* メールマガジンの配信中止・アドレス変更 \*\*\*\*\*

配信中止・アドレス変更を希望される場合は、下記の要領でメールにてご連絡ください。

タイトル：【メールマガジン配信中止】又は

【メールマガジン配信先 アドレス変更】

本 文：事業所・団体名、氏名

アドレスを変更する場合は、新・旧アドレス

送 信 先：rousei555@city.takayama.lg.jp までご連絡ください。